

わかやま冬の交通安全運動

広報

運動の期間：令和5年12月1日（金）～10日（日）

○運動の重点

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 歩行者の安全確保
- ・ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



● 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質危険な犯罪です。

「飲酒運転なめたらア・カ・ン！」を合言葉に「飲酒運転を許さない環境」作りに取り組みましょう。

● 歩行者の安全確保

1 横断歩道は歩行者優先です。

横断歩道に近づけば減速し、横断しようとする歩行者がいないか確認のうえ、歩行者がいれば必ず一時停止しましょう。

2 横断歩道を渡る際には、手を上げて、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

また、停止した車両の運転手に会釈をする等、感謝の気持ちを伝えましょう。

● 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

4月1日から全ての自転車利用者に対して、自転車に乗るときのヘルメット着用が努力義務になっています。

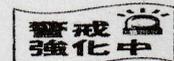
自分の身を守るためにヘルメットを被りましょう。

二人乗りや並進、右側通行、傘差し運転、スマートフォンを使用しながらの運転等危険な運転は絶対にやめましょう。

有田川



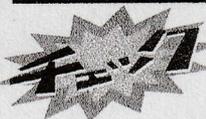
編集発行
有田湯浅警察署
TEL
64-0110
作成者
箕島駅前交番



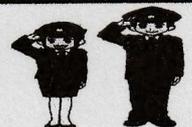
年末における犯罪被害の防止

人や金の動きが慌ただしくなる年末は犯罪や事故が多発する傾向にあります。和歌山県警察では、パトロールや検問などを強化し、事件事故の抑止や検挙に努めます。

- 空き巣などの侵入盗対策
 - ・ 在宅中は必ず施錠をし、長期間留守にする場合は、新聞を止めるなど、在宅しているように見せる工夫をする。
- 乗り物盗対策
 - ・ 自転車やオートバイには確実に施錠、ツーロックをする。
 - ・ キーをつけたまま車を離れない
- 車上ねらい対策
 - ・ 車内に荷物を放置しない。
 - ・ 短時間でも車から離れるときは施錠をする。
- ひったくり対策
 - ・ 歩くときは、車道と反対側の手に鞆を持つ
 - ・ 自転車のカゴには、ひったくり防止カバーを取り付ける。



令和6年和歌山県警察年頭視閲式の開催



- 日 時 令和6年1月11日（木） 午後2時から約1時間
- 場 所 和歌山市毛見 和歌山マリーナシティ第一駐車場
- 内 容 警察官300人及びパトカーなどの警察車両による部隊行進や白バイ訓練等を行う予定です。
- その他 雨天の場合は、中止となります。（小雨決行）
お問い合わせ先（和歌山県警察本部 教養課）
073-423-0110（内線2727）

